

様式第2-1号（収集運搬業用）

施行規則第9条の3第2号（附則第13条第3号の規定により準用する場合を含む。）及び第10条の12の2第2号（附則第19条第3号の規定により準用する場合を含む。）に規定する事項に係るインターネットでの情報公開報告書

公開情報を閲覧できるホームページアドレス: <http://>

公開事項	更新すべき場合	公開開始・変更の時期	変更の内容
<b>【法人】法人に関する次に掲げる事項(①, ④, ⑥の変更は履歴を含む)</b>			
①名称	変更の都度 ⑤は年1回以上	(開始)	
②事務所又は事業場の所在地		(変更)	
		(最終変更)	
		(開始)	
③設立年月日		(変更)	
		(最終変更)	
	(開始)		
④資本金又は出資金	(変更)		
	(最終変更)		
	(開始)		
⑤代表者、役員、使用人の氏名及び就任年月日	(変更)		
	(最終変更)		
	(開始)		
⑥事業の内容(他の産業廃棄物処理業の許可内容を含む)	(変更)		
	(最終変更)		
	(開始)		
<b>【個人】氏名、住所及び事業の内容(事業内容を変更した場合は、その履歴を含む)</b>	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
<b>【法人・個人】事業計画の概要(他の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、これら許可に係る事業に関するものを含む)</b>	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
<b>【法人・個人】産業廃棄物収集運搬業・処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可証の写し</b>	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
<b>【法人・個人】事業の用に供する施設</b>			
①運搬施設の種類、数量、運搬車の低公害車の導入状況	年1回以上	(開始)	
②積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積替えの保管上限(石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、石綿含有産業廃棄物に係る事項を含む)	変更の都度	(変更)	
		(最終変更)	
		(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
<b>【法人・個人】直前3年間の各月の事業者から引渡しを受けた産業廃棄物口</b>			
①産業廃棄物の種類ごとの受入量(石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、石綿含有産業廃棄物に係る事項を含む)	1年に1回以上	(開始)	
②産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量		(変更)	
		(最終変更)	
	(開始)		
		(変更)	
		(最終変更)	
<b>【法人】直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</b>	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
<b>【法人・個人】事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法</b>	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
<b>【法人・個人】業務を所掌する組織及び人員配置</b>	変更の都度(人員配置は1年に1回以上)	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
<b>【法人・個人】事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合は公開の頻度</b>	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	

注) 該当するホームページの印刷物を添付すること(いずれも日付が明示されたもの)

※福山市及び他の都道府県等で認定済の場合は、添付書類省略申立書(様式第4号)及び当該許可証の写しの提出により、当該認定が行われた日後の状況についてのものとすることができる。

様式第2-2号(処分業用)

施行規則第10条の4の2第2号(附則第16条第3号の規定により準用する場合を含む。)及び施行規則第10条の16の2第2号(附則第22条第3号の規定により準用する場合を含む。)に規定する事項に係るインターネットでの情報公開報告書

公開情報を閲覧できるホームページアドレス: <http://>

公開事項	更新すべき場合	公開開始・変更の時期	変更の内容	
<b>【法人】法人に関する次に掲げる事項(①, ④, ⑥の変更は履歴を含む)</b>				
①名称	変更の都度 ⑤は年1回以上	(開始)		
		(変更)		
		(最終変更)		
		②事務所又は事業場の所在地	(開始)	
			(変更)	
			(最終変更)	
		③設立年月日	(開始)	
			(変更)	
			(最終変更)	
		④資本金又は出資金	(開始)	
			(変更)	
			(最終変更)	
		⑤代表者, 役員, 使用人の氏名及び就任年月日	(開始)	
			(変更)	
			(最終変更)	
		⑥事業の内容(他の産業廃棄物処理業の許可内容を含む)	(開始)	
			(変更)	
			(最終変更)	
<b>【個人】氏名, 住所及び事業の内容(事業内容を変更した場合は, その履歴を含む)</b>	変更の都度	(開始)		
		(変更)		
		(最終変更)		
<b>【法人・個人】事業計画の概要(他の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は, これら許可に係る事業に関するものを含む)</b>	変更の都度	(開始)		
		(変更)		
		(最終変更)		
<b>【法人・個人】産業廃棄物収集運搬業・処分業, 特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可証の写し</b>	変更の都度	(開始)		
		(変更)		
		(最終変更)		
<b>【法人・個人】事業の用に供する産業廃棄物処理施設</b>				
①設置場所	変更の都度	(開始)		
		(変更)		
		(最終変更)		
②設置年月日	変更の都度	(開始)		
		(変更)		
		(最終変更)		
③当該施設の種類	変更の都度	(開始)		
		(変更)		
		(最終変更)		
④当該施設で処理する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む)	変更の都度	(開始)		
		(変更)		
		(最終変更)		
⑤処理能力(最終処分場の場合は面積及び埋立容量)	変更の都度	(開始)		
		(変更)		
		(最終変更)		

公開事項	更新すべき場合	公開開始・変更の時期	変更の内容
⑥処理方式	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
⑦構造及び設備の概要	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
⑧産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合は許可証の写し	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】事業の用に供する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】直前1年間において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理工程			
①産業廃棄物の種類ごとの受入量(石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、石綿含有産業廃棄物に係る事項を含む)	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
②産業廃棄物の処分方法ごとの処分量	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
③情報公表日の属する月の前々月の末日における産業廃棄物の保管量	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
④処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び持出先における処分方法	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
⑤再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び持出先における当該物の利用方法	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次の事項			
①産業廃棄物の種類ごとの受入量(石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、石綿含有産業廃棄物に係る事項を含む)	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
②産業廃棄物の処分方法ごとの処分量	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
③処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報(次の①から⑧に限る)			
①焼却施設(②、③の施設を除く)は次の事項 ・冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじん除去年月日 ・排ガス測定に関する事項	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
②焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設)は次の事項 ・冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじん除去年月日 ・排ガス測定に関する事項	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	

公開事項	更新すべき場合	公開開始・変更の時期	変更の内容
③焼却施設(電気炉等を用いた焼却施設)は次の事項 ・冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじん除去年月日 ・排ガス測定に関する事項	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
④廃石綿等の熔融施設は次の事項 ・排ガス測定に関する事項 ・熔融処理生成物の基準適合状況 ・排ガス処理設備に堆積したばいじん除去年月日 ・集じん器に堆積した粉じん除去年月日	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
⑤廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設は次に掲げる事項 ・測定に関する事項 ・除去設備の粒子状物質の除去年月日 ・除去設備出口のダイオキシン測定に関する事項	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
⑥遮断型最終処分場は次に掲げる事項 ・水質検査に関する事項 ・水質悪化が認められた場合に講じた年月日、措置内容 ・残余容量の測定年月日と結果 ・外周仕切設備等の調査に関する事項 ・閉鎖した埋立地の覆いの点検状況	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
⑦安定型最終処分場は次に掲げる事項 ・擁壁の点検に関する事項 ・残余容量の測定年月日と結果 ・展開検査に関する事項 ・水質検査に関する事項(地下水、浸透水) ・水質悪化が認められた場合に講じた年月日、措置内容	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
⑧管理型処分場は次に掲げる事項 ・擁壁の点検に関する事項 ・遮水工の点検に関する事項 ・調整池の点検に関する事項 ・浸出液処理設備の点検に関する事項 ・水質検査に関する事項(地下水、放流水) ・水質悪化が認められた場合に講じた年月日、措置内容 ・残余容量の測定年月日と結果	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量及び焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人】直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	1年に1回以上	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度(人員配置は1年に1回以上)	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	
【法人・個人】事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合は公開の頻度	変更の都度	(開始)	
		(変更)	
		(最終変更)	

注) 該当するホームページの印刷物を添付すること(いずれも日付が明示されたもの)

※福山市及び他の都道府県等で認定済の場合は、添付書類省略申立書(様式第4号)及び当該許可証の写しの提出により、当該認定が行われた日後の状況についてのものでとすることができる。